主要記事
作業前後時間 法令抵触に危機感（2面）
国交省 作業時間減で労務費割増（3面）
新入社員研修 初のオンラインで（4面）

都中建

一般社団法人 東京都中小建設業協会
発行人 山口 巌　編集人 渡邊 裕之
〒160-0022 東京都新宿区新宿2-10-7 TOMビル5階
電話 03(3356)7711㈹　FAX 03(3354)7271
http://www.tochuken.or.jp/

令和3年度・運動方針

スローガン

中小の進路を拓く都中建

1. 働き方改革の推進
2. 受注機会の確保
3. 女性・若者の入職促進
4. 地域防災体制の強化

書面決議で総会

働き方改革など 8項目を重点

東京都中小建設業協会は5月28日、第49回通常総会を書面決議方式で開き、令和2（2020）年度事業報告・決算報告書や令和3（21）年度事業計画などを承認した。

21年度は「中小の進路を拓く都中建」をスローガンに、▽働き方改革の推進▽生産性の向上▽人材の確保▽適正な入札制度▽オリンピック関連事業への協力▽組織強化▽女性・若者の入職促進▽防災体制の強化――8つを重点事業に位置付けて活動を展開する。

山口巌会長は「働き方改革と生産性の向上は中小建設業として必須の課題であり、協会の令和3年度最重要課題でもある。特別委員会の活動に期待する」とコメントした。

21年度の事業計画には、経営改善や技術の向上に向けた講習会・研修会の実施、各種法令・施策の調査研究、団体活動の強化などを盛り込んでいる。23年に迎える協会創立50周年記念事業の検討も進める。

21年度事業計画に盛り込んだ主な取り組みは次のとおり。

〈経営改善及び技術の向上〉経営の合理化、近代化のための講習会等開催▽建築及び土木技術の向上のための研修会等開催▽労働の安全、環境、IT等に関する研修会等の開催。

〈情報の収集及び提供〉各種情報、資料の収集▽会報、ホームページによる情報提供▽ミニ情報による情報提供▽報道機関に対する情報提供。

〈法制及び施策の調査研究〉各種法令の研究▽各種施策の研究▽経審制度・入契制度の研究。

〈建議陳情〉公共事業予算確保について要望▽新しい社会、経済情勢に対応する制度改正等の要望▽上部団体を通じ、委員派遣等による建議。

〈工事の安全施工、福利事業推進〉安全教育の徹底▽労働保険の加入促進▽雇用改善事業の促進。

〈団体活動の強化〉支部活動の強化▽委員会活動の強化。

創立50年 契機 進路見据える

一般社団法人 東京都中小建設業協会 会長 山口 巌

2020年1月以来の新型コロナウイルス感染症の拡大は収まる気配を見せません。そういった中で、無観客で開催されました東京オリンピック・パラリンピックでは、選手諸君の活躍で数々の名場面が生まれました。

コロナ禍において、中小建設業者の仕事が減少するのではないかという声が出ております。いまのところ会社の存続に関わるほどではないものの、この点については9月の各党要望において十分に訴えてまいります。

協会活動の中心は委員会活動であります。本年度前半は各委員会がとても活発に動き始めており、期待しております。特に都民の安心・安全を守る災害対策特別委員会は活動の迅速性が求められます。

先般の静岡県熱海市の土砂災害では隣接する三島、沼津市の団体が要請に応じ、翌日には待機をしたと伝えられております。それにしてももう少し積極的な参加ができないかとも思いますが、業者では制限もあるようです。この辺りも勉強の余地がありそうです。

都中建は、23年に創立50周年を迎えます。記念行事についていろいろと議論しております。派手な行事の必要はないと思われますが、半世紀の都中建の歩みを静かに振り返り、これからの協会の進路を見据えることは意義あることと考えます。会員の皆様の声をお聞かせください。

会報「都中建」は、年2回発行しております。「回数を増やし、情報を広く」という声も聞こえておりますので、努力して内容を充実させてまいります。各地域の声をお聞かせください。「皆で作ろう我らの機関紙」

精力的運営で業界盛り上げる

50周年記念事業特別委員長 鳥越 雅人

この度、50周年記念事業特別委員長を仰せつかりました副会長の鳥越雅人です。

2023年5月に都中建はめでたく50周年を迎えます。伝統ある都中建で、50年の節目をお祝いする役目を担えますことを光栄に存じます。

建設業というのはインフラを守る誇り高い職業であるにもかかわらず、近年の担い手不足は深刻さを増すばかりです。この半世紀の間に多くの仲間が業界を去ってしまいましたが、今後も東京都の中小建設業の代表として協会運営を精力的に展開し、業界を盛り上げていきたいものです。

50周年記念事業特別委員会では、都中建先輩方のこれまでの活動に敬意を表し、またこれからの世代を励ますべく50周年事業を盛大にお祝いしたいと考えております。

祝賀会については、23年がどのような状況になっているかはわかりませんが、是非ともにぎやかな会にしたいものです。また、これまでの都中建の歴史をまとめた記念誌の作成も検討しております。

記念事業に関しまして会員皆様からのご意見も広く頂戴したいと思っております。

半世紀にわたり苦境をともに乗り越えてきた皆様に喜んでいただけるような記念事業となるよう尽力して参りますので、会員の皆さまご協力をよろしくお願い申し上げます。

標準作業時間見直しを 法適合へ協力訴える

3団体連名で知事に要望

東京都中小建設業協会と東京都下水道工事専業者協会（武井久雄会長）、東京都水道専業者協会（小林光一会長）は7月20日、小池百合子東京都知事宛に、「持続可能な健全経営に向けた建設業の働き方改革について」と題した要望書を提出した。2024年4月から中小建設業にも適用される、改正労働基準法による罰則付きの時間外労働の上限規制を見据えた標準作業時間の見直しなどを要望し、法適合のための労働スタイルの変革に発注者側の協力を訴えた。

要望では、担い手不足解消の一助となる働き方改革の早期実現は、中小建設業界にとっても必要と認識しているものの、改正労働基準法への適合については、受注者の企業努力の範疇を大きく超えると懸念を示し、標準作業時間の見直しを求めた。

常設作業帯が設置できない路上工事では、現場作業以外の段取りや置場との不可避な往復移動などで3時間程度が生じてしまうため、発注者が積算で適用している1日当たり8時間の標準作業時間が結果として11時間労働になっている実態を提示。改正法の順守を優先した場合は、現場での作業時間を短縮せざるを得なくなり、工期も守れず赤字となるなどの問題点を指摘し、「大都市東京では路上工事における常設作業帯の設置は非現実的」とした。

こうした状況を打破し、改正法への抵触を防ぐためには、4月1日に施行された国土交通省の「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」に追加された、「常設作業帯の設置が困難な地域での路上工事において、現場条件により資機材等の日々回送が発生することで作業時間に影響を及ぼす恐れがある場合の積算ついては、別途考慮すること」という一文を踏まえ、標準作業時間を5時間に短縮するなどの対応を求めた。

また、求められる提出書類の量と質が年々上がり現場代理人などが書類作成に追われている状況を改善するため、提出書類の大幅な削減、大胆な標準化、電子化の早期実施も求めた。

建設投資見通し 1.7%減の61・8兆円

建設経済研、経済調査会

建設経済研究所と経済調査会は、2022年度の建設投資見通し（名目）をまとめた。全体の建設投資は前年度比1・7%減の61兆8700億円。先行して回復する民間の住宅投資に加え、製造業などの設備投資が復調することから民間投資は微増を見込むが、東日本大震災の復興事業や19度以前の補正予算分の事業の寄与がなくなるため政府建設投資が減少し、全体として微減と予測している。

政府建設投資は、一般会計の公共事業関係費、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の事業費、地方単独事業費のいずれも21年度と同水準と推計。その上で、21年度に出来高として計上していた東日本大震災からの復興事業や、19年度補正予算の事業分の投資額が減少すると分析した。

民間住宅投資は、1・8%減の15兆4900億円と見通している。新型コロナウイルス感染症の影響からの反動増を見込む21年度の動きから、同年度末の住宅取得支援策の終了などにより22年度は例年のトレンドに戻るとした。節税メリットの縮小から、長期にわたって減少を続けてきた貸家も下げ止まりの傾向にあり、全体の着工戸数は21年度とほぼ横ばいになると予測している。

直行直帰不可業種 ⇒ 路上工事の実態 （現場条件によっては他の業種も同一となり得る）

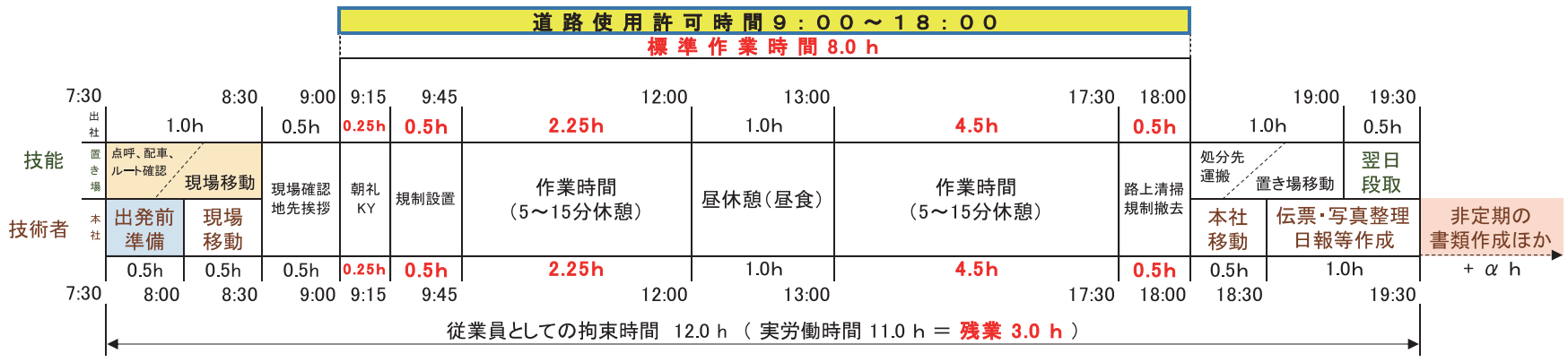

残業時間が３時間／日。　月の平日約２１．６日（１年単位の変形労働時間制採用時、かつ、休日労働を含まない）だけでも、月の残業時間が６４．８時間となり、時間外労働の上限規制の原則、月４５時間以内に適合しない！

法令への抵触に危機感

作業前後の労働時間是正を

時間外労働の上限規制で課題表面化

2024年4月からの時間外労働の罰則付き上限規制適用が刻一刻と近づく中、中小建業界からは、技術者と技能労働者ともに現場作業時間の前後に発生する労働時間の是正を求める声が高まっている。残業規制をクリアするために作業時間を削減すれば1日当たりの施工高が落ち、経費増大、工期遅延リスクも高まる。上限規制適用までのタイムリミットが迫る中、円滑な法適合を実現するためには発注者のスピード感を持った対応が欠かせない。

働き方改革で中小建設企業の経営に今後、影響を与えそうなのが、23年4月から中小企業への猶予措置が廃止される割増賃金率（月60時間超は割増率50％）と、24年4月から適用される時間外労働の上限規制見直しだ。

東京都中小建設業協会（都中建、山口巖会長）は、中小・零細建設企業への時間外労働の上限規制適用を見据え、法適合の阻害要因になりかねない、作業時間の前後に労働時間が発生する、いわゆる「直行直帰不可業種」の問題点を指摘し続けてきた。

都心部を中心に、作業ヤードが狭い現場では資機材を常設できないため、当該現場とは別の置き場から毎朝資機材を持ち出して、作業終了後に片付けている。そうした直行直帰不可業種は、標準作業時間（現場での実作業）の前後に労働時間（早出・残業）が発生し、中小建設企業の間には時間外労働の上限規制に抵触するという危機感が募っている。

常設作業帯が設置できない路上工事では、現場作業以外の段取りや置場との不可避な往復移動などで3時間程度が生じ、発注者が積算で適用している1日当たり8時間の標準作業時間が結果として11時間労働になっているという実態もある。

こうした状況が改善されなければ、上限規制適用後の法適合はままならない。法適合に向け、都中建が提起しているのが、技術者の増員による施工管理業務の分業、書類作成員の配置と増員による休日確保だが、分業化は経費増などを招き、財務体質がぜい弱な中小建設業にとっては厳しい。

人的資源に経費を割けない状況の中で導き出したのが「作業時間の減少」だ。とはいえ、直行直帰不可業種モデルケースの現状実労働11時間（作業時間8時間）を法令に合わせて8時間に短縮すると、作業時間は4割近く減少し、5時間となる。

しかし、作業時間の短縮は、日進量減少、経費増大、工期に間に合わないリスクの発生につながる。

改正労働基準法への抵触を防ぐため、都中建は常設作業帯が設置できない路上工事の積算について別途考慮するよう東京都に要望している。時間外労働の罰則付き上限規制の猶予期間が短くなる中、地域を支える中小建設企業の働き方改革にどこまで手を差し伸べることができるか。発注者の本気度が試されている。

新入会員

生活を楽しく便利に

㈱アメニティ
代表取締役
豊川　悦広

この度、新しく東京都中小建設業協会に入会させていただきました株式会社アメニティと申します。弊社は、2014年に江戸川区に本社を置き、公共事業の造園・土木工事を主力とし、街路樹・公園、また民間施設の維持管理を行っております。

新入会員として貴協会の災害対策などの活動に積極的に参加させていただき、少しでも協力できますよう、また諸先輩方々から多くのことを学ばせていただけるよう努力していく所存でございます。

これからも社員一同、「生活を楽しく便利にする」の会社理念で精進して参りますので、ご指導ご鞭撻のほど何卒宜しくお願い申し上げます。

安全・安心を支える

双栄基礎工業㈱
代表取締役社長
若山　圭介

この度、東京都中小建設業協会に入会させていただきました双栄基礎工業会社と申します。

弊社は、1977年の創業より東京都新宿区、練馬区に拠点を置き、地盤改良工事を中心に海外を含めた全国にてインフラの構築、維持補修、災害対策工事を行って参りました。

現在はコロナの影響で大変な時期ではありますが、日本で一番インフラの集中している東京都を中心に今後も引き続き安心・安全なインフラ構築のために貢献することで、協会、協会員の皆様に貢献して参る所存です。

今後ともご指導、ご鞭撻の程宜しくお願い致します。

微力ながら活動に貢献

三倉建設㈱
代表取締役
西澤　正彦

三倉建設株式会社と申します。板橋区を中心に都内全域で創業より70年の実績を重ね現在に至っております。

弊社は土木工事全般をなりわいにしておりますが、特に下水道工事には自信をもって仕事をさせていただいております。

最近は人材確保について苦労しているところですが、いままで都中建の取り組みに対し、外から見て素晴らしい実績を上げられていると感じていました。

この度は内から参加し、情報を共有させていただき、微力ながら都中建の活動にも貢献できればと考え、入会いたしました。つきましては今後、皆様のご指導ご鞭撻のほどなにとぞよろしくお願い申し上げます。

安全第一・技術向上

㈲木村工業所
代表取締役
木村　孝治

この度、山口建設㈱山口巖様並びに永井建設㈱永井孝志様のご推薦により、東京都中小建設業協会の会員になることができました。誠にありがとうございました。

私どもは、管工事、空調工事などを行っております。常に工事の安全第一・技術の向上を目指している会社でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

合同企業説明会に12社、学生60人

都中建と日本工学院専門学校

東京都中小建設業協会と日本工学院専門学校は5月31日、八王子市の日本工学院八王子専門学校で合同企業説明会を開いた＝写真。会員企業12社の担当者が同校の建築設計科、建築学科、土木・造園科の学生60人に中小建設業の役割や仕事の内容などを説明した。

当日は各社が設置した説明ブースに移動し、個別に面談した。

説明会に参加した学生のうち、会員企業の現場で実施する「1DAYインターンシップ」に6人、「長期インターンシップ」に2人の申し込みがあった。

説明会は例年、東京中小企業家同友会、三多摩建設業連合会との3団体合同で開いているが、ことしは新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、1団体ずつ日程を分けた。

令和3年度新試験制度スタート！
地方創生の担い手づくりを応援
建築・土木　第一次検定／第二次検定
施工管理技士　合格へ
受験講習会（都中建協賛）
会場参加型
短期集中！
全国主要都市を中心に開催
Web講習会
好きな時間・場所で何度でも視聴
参考書

1級二次検定対応、2級一次・二次検定対応
好評発売中！過去問題と詳細な解説！
一般財団法人　地域開発研究所　〒112-0014　東京都文京区関口1-47-12　TEL 03-3235-3601
くわしくはHPへ　https://www.ias.or.jp

国交省が現場への移動時間で対策

作業時間減で労務費割増

土木工事費積算要領を改定

国土交通省は2月18日、『土木工事工事費積算要領及び基準の運用』を改定し、時間外労働の上限規制と関連して問題になっていた現場までの移動時間の取り扱いについて新たな対策を打ち出した。資機材などの日々の回送で作業時間が減少する場合に別途、積算で考慮することを明記した。改定を受け、東京都中小建設業協会を始めとする団体からは「長時間労働の解消に向けた大きな一歩」など、歓迎する声が上がっている。

土木工事工事費積算要領及び基準の運用の改定は4月から適用されている。各都道府県・政令市にも参考送付し、市区町村には都道府県からの周知を依頼した。

改定では、工事費の積算の直接工事費の注意事項に、「常設作業帯の設置が困難な地域での路上工事において、現場条件により資機材等の日々回送が発生することで作業時間に影響を及ぼす恐れがある場合の積算については、別途考慮すること」という記載を追記した。

実際に作業時間が確保できないと認められる場合の対応として同省が想定するのは、労務費の補正だ。直轄の基準では、移動時間を考慮した作業時間に応じた労務費の設計変更が規定されている。

直轄の基準で対象としているのは、山間部など現場条件によって作業時間に制約を受ける工事のほか、交通量の混雑する時間帯を避けて施工する場合としているが、今回の改定で盛り込まれた日々の回送による影響でも適用は可能との解釈を示している。

多くの自治体が参考としている基準に明確に位置付けることで、受注者が対応を求めた場合の根拠とすることができるようになる。

自治体発注工事を多く受注する中小建設企業からは、働き方改革と関連して移動時間に関する課題が指摘されていた。今回の対応によって、移動時間の取り扱いに端を発する時間外労働の問題が一気に解消された訳ではないが、国交省として中小建設企業の働き方改革に向き合った1つの結果と言えそうだ。

小規模現場対応のICT建機

国交省　21年度内に技術基準

国土交通省は、中小建設業へのICT施工の普及拡大に向け、工事の規模や内容に応じて活用可能なICT機器を明確化する。小規模現場に対応したICT建設機械や、スマートフォンなどの汎用品を使って誰でも安価に利用できるICT技術を整理し、現場実証を経て2021年度内に技術基準を定め、22年度から適用可能にする。

直轄の一般土木工事C、D等級でICT施工を経験した企業は5割にとどまり、伸び悩んでいる。

中小建設業が請け負う小規模な現場は、マシンコントロール技術を取り入れた中型建機を導入しても施工量の少なさから機械の稼働率が低く、コスト面で割高になるケースがある。

国交省は、9月にも学識者や地方自治体を含む発注機関で構成するICT普及促進ワーキンググループ（WG）を立ち上げる。WGの意見を聞きながら、小型のICT建機やスマートフォンを含む汎用製品を使ったICT技術を対象に、国土技術政策総合研究所などの試験フィールドで検証し、技術基準をまとめる方針だ。

路上工事における長時間労働に関する主な要望活動

2018年度東京都建設局との意見交換会(18年12月6日)

＜都中建要望＞
実態に基づいた日当たり施工量について
① 地方部と違い、都内における日当たり施工量が実態と設計で乖離がある。
② 道路使用時間が 9:00～17:00 の場合、そもそも8時間の作業が確保できない。
③ 実就労時間は、作業時間プラス 2～4時間程度上乗せになる 。(置き場集合→現場→置き場解散)

＜建設局回答＞
建設局の土木工事においては、週休2日の実施に伴う必要経費の確保として、本年度より共通仮設費率及び現場管理費率の補正を実施し、労務費及び機械経費（賃料）の補正についても、国の動向を踏まえ環境整備中であり、国と同様の補正係数を導入していく予定。

国土交通省建設業課との意見交換（19年11月14日）

＜都中建要望＞
都心部路上工事の勤務実態を述べた上で、労働時間と日進量の積算基準の見直し、書類簡素化等について訴えた。

＜建設業課回答＞
方向性は国と企業では一致していると考えを示していただいた上で、働き方改革で建設業を魅力的な産業にしていきたいと好意的なご意見をいただいた。

土志田領司全国中小建設業協会会長との打ち合わせ（19年11月29日）

路上工事における日当たり長時間労働の是正に向けて
① 直行直帰ができない路上工事には、長時間労働の実態がある。現場作業以外に段取り及び移動時間があり、現状のままでは上限規制に抵触する（残業3 h/ 日×平日21.6 日/ 月＝残業64.8 h/月）ため、国交省で定めた標準作業時間 8 h/日を改正労働基準法に適合できるよう見直しを。
② 代理人や技術者の長時間労働是正のため提出書類の簡素化、標準化、電子化の促進を。
本要望を含む「窮状打開要望（案）」が 全中建理事会にて提出され、2月20日には「危機的状況にある中小建設業者の窮状打開に関する要望」として全中建が各関係先へ提出した。

2019年度東京都建設局との意見交換会（19年12月13日）

＜都中建要望＞
現場での長時間労働の是正に向けて
・実労働時間を現在の11時間から8時間に見直すためには、実作業時間を4.5～5時間に設定する必要がある 。こういった長時間労働を是正し、週休2日制の導入のためにも、①ゆとりある工期の設定と柔軟な工期の変更②現場環境に合わせた休日取得ができるような運用方法③施工単価の基となる代価の見直し――を求める。

＜建設局回答＞
・建設局発注工事では、建設局積算基準及び積算資料（18年6月）に基づき工期を算定している。本年8月には、週休2日の実現に向けて、より適切な工期とするため、準備期間と後片付け期間の見直しを行った。
また、設計図書に記された施工条件と実際の工事現場が相違する場合については、「工事請負契約設計変更ガイドライン（土木編）」に従い、設計変更の手続きを実施することとしている。
・週休2日制確保試行工事では、現場閉所日数の割合が28.5%以上確保を目指していることから、労働基準法遵守の範囲内で環境に合わせた休日取得を目指していただきたい。
・土木工事標準歩掛は、「施工形態動向調査」の結果を踏まえ、適宜、見直しが行われており、建設局においても、国が行う改訂を受け、遅滞なく対応できるよう努めていく。

2019年度東京都財務局との意見交換会（20年2月17日）

＜都中建要望＞
働き方改革適合のための施工代価の標準時間の見直しについて
常設作業帯を設置できない路上工事においては、現場作業時間以外に段取り、建設車両及び材料等の回送時間があるため、1日の拘束時間が12時間となり、現状のままでは時間外労働の罰則付き上限規制に抵触する。
施工単価の基準となる施工代価の標準作業時間を改正労働基準法に適合できるよう見直し(1日当たりの標準作業時間8h →5h)をお願いしたい。

＜財務局回答＞
施工代価の標準作業時間については、国において施工実態調査を実施し、その結果を踏まえて適宜、土木工事標準歩掛の改定が行われている。財務局においても、国の改定を受け、適切に対応していく。

2020年度東京都建設局との意見交換会（20年12月11日）

＜都中建要望＞
日当たり施工量の見直し
労働基準法で定めた法定労働時間は8時間/日であるのに対し、建設業の現場で働いている技術者・作業員の実際の労働時間は11～12時間/日である 。この状態は、主に常設作業帯が設置できず、置場が現場付近に確保できない路上工事で発生している 。問題は、現場への直行直帰ができないことにある 。その結果、現場と 現場作業場以外の作業時間計11～12時間/日の労働時間となり、現状のままでは2024年4月適用の時間外労働の罰則付上限規制に適応できない。
提案解決策
① 都内路上工事を全て常設作業帯として頂く、または現場付近に資材置場を提供頂くことで 、直行直帰が可能となり、 日当たり残業が解決する 。
② 現場における作業時間を短縮する。例えば、積算上の標準作業時間8時間/日を4～5時間/日に変更して頂く。日当たり作業時間が50%～62%に減ると、日当たり施工量も実稼働日数も大きく変わるため、これに伴い総人工数、工期設定や経費設定、つまり、1日の標準作業代価の全般的な見直しをして頂く。

＜建設局回答＞
・建設局の工事における工期は、国の指針などを参考に、1日の作業時間を8時間とした日当たり作業量を用いることを基本に算定している。
・作業時間が制約を受ける場合、例えば、道路補修工事など車線規制により現状交通が影響を受ける現場については、作業効率の低下を考慮し、日当たり作業量について補正を行い、工期を伸ばすなど算定に反映している。
・山間部などに現場があり、そこまでの移動に時間を要するため、作業時間が短くなる場合は、作業時間に対する効率性を高めるため、今年7月より労務単価の割増しを行い、工事費の算定に反映している。

23社から66人が参加

建設業の基本など学ぶ

新入社員研修、初のオンライン開催

東京都中小建設業協会、東京建設工業協同組合、下水道メンテナンス協同組合は、4月8、9、12日の3日間の日程で2021年度の新入社員研修を初のオンライン形式で開催した。23社から66人が参加した。前年度は新型コロナウイルス感染症拡大を受け、中止となったため、今春入社に加え、20年度、19年度中途入社も対象とした。

研修内容は、ビジネスマナー講座、建設業の基本など。建設業の基本では、安全管理、品質管理、工程管理、原価管理、環境管理などを学んだ。2日目には若手の先輩からのアドバイスを受け、意見交換も実施した。

画面での資料共有など、オンラインならではの講義となった（写真は一部加工しています）

あいさつする山口会長

マナー研修の講師

動画による説明や、画面での資料共有などオンラインならではの講義となった。また、Zoomの機能を利用したグループワークのほか、終了後に学年ごとに分かれて雑談の時間を設けるなど、受講生同士の交流も図った。

オンライン研修の強み・弱みはあったものの、受講生からは、熱心に知識を得ようとする姿勢がうかがえた。研修はユーチューブで配信し、申し込み企業の担当者などが内容を共有した。

東京都中小建設業協会が実施した、2021年度の新入社員研修に関するアンケート結果によると、研修時間の長さについては「ちょうどよい」との回答が61・7%で最も多かった。長いと思った研修科目のトップ3は、ビジネスマナー、若手先輩のアドバイスと意見交換会、建設業の基本となっている。

研修はいずれも正午から始まり、1日目と2日目が午後5時まで、3日目は午後4時半までの時間帯でカリキュラムが組まれた。研修時間については、「ちょうどよい」が6割を占め、次いで「やや長い」との回答が25%だった。「長すぎる」「やや短い」はともに6・7%となっている。

長いと思った研修科目は「ビジネスマナー」が最も多い45・5%を占め、以下、「若手先輩のアドバイスと意見交換会」の40・9%、「建設業の基本」の9・1%と続く。

一方、短いと思った研修科目は「建設業の基本」の27・8%、「建設業の基本③（設計図書の見方など）」の22・2%、「建設業の基本④（工程管理・安全管理）」の16・7%の順で多かった。

参加者からは、「マナー講座から専門的な基礎知識まで全体的な内容を3日間の短期間で一気に学べたのはとても良い経験だった」「安全管理の部分で事故のシチュエーションなどを詳しく知りたかった」「講習自体は良かったが、休憩が短くて少し長いと感じた」などの声が上がっている。

新入社員研修アンケート

時間の長さ「ちょうどよい」が6割

長いと思った研修科目（回答22人）

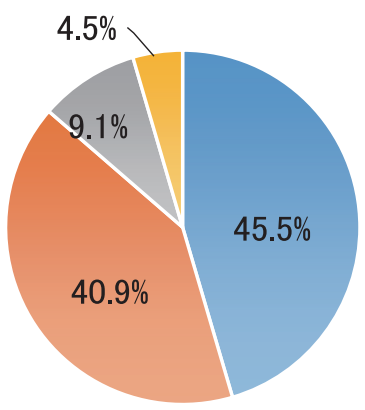

研修時間について（回答60人）

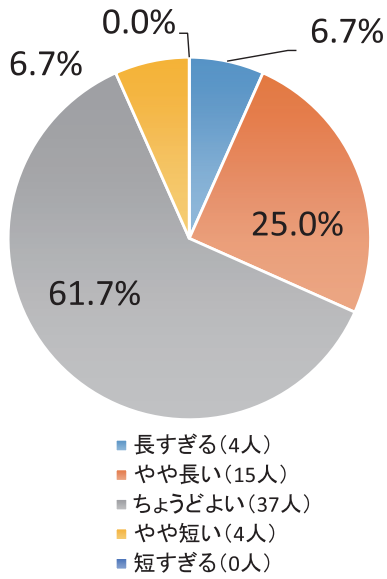

私たちは、東京、地域の安全・安心社会に貢献しています

アイランド建工株式会社
代表取締役 藤堂 清司
東京都八王子市別所 2-9-4-101
電話 042-678-1182

内田建設株式会社
代表取締役 内田 眞
東京都足立区竹の塚 5-6-5
電話 03-3858-6282

三英建設株式会社
代表取締役 野島 久成
東京都練馬区石神井台 7-18-16
電話 03-3929-5111

東峰建設株式会社
代表取締役 堀田 秀一
東京都北区西ケ原 4-40-10
電話 03-3915-0269

株式会社 松下産業
代表取締役社長 松下 和正
東京都文京区本郷 1-34-4
電話 03-3814-6901

株式会社 朝倉組
代表取締役 朝倉 泰成
東京都多摩市落川 1251
電話 042-371-0881

株式会社 榎木工業
代表取締役 榎森 厚志
東京都奥多摩町氷川 1165
電話 0428-83-2544

株式会社 ジー・エス・イー
代表取締役 小林 藤也
東京都江戸川区西一之江 3-7-2
電話 03-3656-1077

東京機工土木株式会社
代表取締役 塩野 文夫
東京都青梅市駒木町 3-580-3
電話 0428-24-1135

松本建設株式会社
代表取締役 松本 力
東京都豊島区巣鴨 5-41-5
電話 03-3915-5870

株式会社 飛鳥
代表取締役 菊川 寛治
東京都中野区大和町 1-15-3
電話 03-5373-1711

株式会社 河津建設
代表取締役 河津 修平
東京都大田区東嶺町 30-17
電話 03-3750-1617

新日本工業株式会社
代表取締役 小林 盛
東京都江東区佐賀 1-11-11
電話 03-3643-7811

徳力建設工業株式会社
代表取締役 鳥越 雅人
東京都豊島区雑司ヶ谷 1-52-15
電話 03-3984-3501

森建設株式会社
代表取締役 永瀬 哲治
東京都世田谷区用賀 3-18-14
電話 03-3707-3951

足立建設工業株式会社
代表取締役 足立 裕介
東京都豊島区東池袋 3-7-9
電話 03-3899-0121

山口建設株式会社
代表取締役 山口 巌
東京都文京区千石 3-29-26-101
電話 03-3947-3261

伊藤興業株式会社
代表取締役 伊藤 武司
東京都豊島区雑司ヶ谷 1-53-2
電話 03-3983-9675

株式会社 建勝
代表取締役 齋藤 勝典
東京都江東区東砂 3-21-14
電話 03-3647-4141

株式会社 セイシン
代表取締役 水野 成則
東京都練馬区高野台 2-4-7
電話 03-3997-7567

株式会社 ニューテック康和
代表取締役 武田 和昌
東京都北区東田端 2-1-3 天宮ビル 5F
電話 03-5692-4825

株式会社 吉原組
代表取締役 鈴木 健之
東京都練馬区羽沢 1-19-9
電話 03-3993-0126

岩井建設株式会社
代表取締役 岩井 良夫
東京都文京区小石川 1-13-11
電話 03-3815-8911

株式会社 興建社
代表取締役 水島 隆明
東京都杉並区荻窪 5-18-14
電話 03-3392-6911

成友興業株式会社
代表取締役 細沼 順人
東京都あきる野市草花 1141-1
電話 042-558-4111

堀真建設株式会社
代表取締役 堀口 宗弘
東京都足立区梅田 5-13-19
電話 03-3887-3131

渡邊建設株式会社
代表取締役社長 渡邊 裕之
東京都豊島区南長崎 1-22-16
電話 03-3951-1161

岩浪建設株式会社
代表取締役会長 岩浪 勝二
代表取締役社長 岩浪 岳史
東京都青梅市長淵 7-318
電話 0428-22-6241

株式会社 斎藤ジャパン
代表取締役 齋藤 尚樹
東京都江戸川区瑞江 3-35-3-201
電話 03-6638-9425

専修総合サービス
代表取締役 藤田 吉之
東京都北区王子本町 2-9-9
電話 03-3906-5222

増尾リサイクル株式会社
代表取締役 増尾 光彦
東京都荒川区西日暮里 2-18-1
電話 03-3805-2106

渡辺建設株式会社
代表取締役 渡辺 健司
東京都杉並区高円寺南 4-3-3
電話 03-3312-7271

株式会社 上之原工務店
代表取締役 上之原 一光
東京都文京区千駄木 2-42-8
電話 03-3824-6171

佐久間建設株式会社
代表取締役 佐久間 藤樹
東京都奥多摩町小丹波 45
電話 0428-85-2121

大峰建設株式会社
代表取締役 野澤 一芳
東京都江戸川区西一之江 3-7-2
電話 03-3656-0439

地域建設業経営強化融資事業取扱　外国人技能実習生受入事業
下請セーフティネット融資事業取扱
都中建協同組合
理事長 佐久間 一三
東京都新宿区新宿 2-10-7 5F　電話 03-3356-7711